

○岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例

昭和45年4月1日

条例第8号

改正 昭和50年4月1日条例第10号

昭和51年10月1日条例第42号

昭和53年3月28日条例第1号

昭和53年3月28日条例第4号

昭和60年4月1日条例第14号

平成元年3月31日条例第25号

平成元年12月22日条例第50号

平成3年3月29日条例第22号

平成7年3月29日条例第18号

平成9年3月31日条例第16号

平成10年3月31日条例第20号

平成17年9月27日条例第91号

平成26年3月31日条例第13号

(設置)

第1条 岐阜市の産業の発展と市民の文化向上に寄与するため、岐阜市六条南二丁目11番1号に岐阜産業会館（以下「会館」という。）を設置する。

(使用時間及び休館日)

第2条 会館の使用時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、会館の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより事業計画書その他の書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる選定基準に照らし、会館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として選定しなければならない。

(1) 市民が会館を平等に利用するために必要な措置が講じられていること。

(2) 会館の効用を適切に発揮できるものであること。

(3) 会館の適切な管理に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、その指定を取り消したとき及び管理の業務の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、第7条から第10条まで及び第14条に規定する業務のほか、次に掲げるものを行うものとする。

(1) 会館を管理すること。

(2) 利用者への便宜の供与に関すること。

(3) 利用の促進に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定めること。

2 指定管理者は業務を行うに当たり、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、会館の管理を行わなければならない。

(管理の休廃止)

第6条 指定管理者は、やむを得ない理由により会館の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

(使用の許可)

第7条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に会館の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の使用を許可しないことができる。

(1) 会館の管理上支障があるとき。

(2) 会館を使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、第7条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

- (3) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- (4) 会館の管理上指定管理者が必要と認めてする指示に従わないとき。
- (5) 詐欺その他不正な行為により会館の使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

第10条 使用者は、会館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 第7条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に掲げる額の範囲内で市長が定める額の使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 納入した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 4 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、会館の使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第9条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、直ちに会館の建物、附属設備その他備品を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

第13条 使用者及び指定管理者は、会館の建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(遵守義務)

第14条 会館を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第7条第1項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

- (1) 会館の施設、附属設備等をき損し、又は汚損しないこと。

- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- (4) 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- (5) 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示する事項

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、会館から退去を命ずることができる。

(過料)

第15条 第9条の規定による停止の命令又は前条第2項の規定による退去の命令に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和45年規則第31号で昭和45年8月6日から施行)

附 則 (昭和50年条例第10号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第42号)

この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年3月1日から適用する。

附 則 (昭和53年条例第4号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第25号)

改正 平成元年12月22日条例第50号

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成3年規則第50号で平成3年10月1日から施行)

附 則 (平成元年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成元年岐阜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「84,000円」を「96,600円」に、「86,500円」を「99,500円」に、「23,900円」を「27,450円」に、「24,620円」を「28,270円」に、「16,900円」を「19,400円」に、「17,410円」を「19,980円」に、「120,000円」を「138,000円」に、「123,600円」を「142,140円」に、「58円」を「66円」に、「60円」を「68円」に改める。

附 則（平成7年条例第18号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第16号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第20号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第91号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成17年規則第152号で平成18年4月1日から施行）

（準備行為）

- 2 改正後の第3条に規定する指定管理者の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 第4条の規定による改正後の岐阜市食肉地方卸売市場条例別表の規定及び第5条の規定による改正後の岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施

行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

区分		単位	使用料の額
大展示場		1日につき	112,050円
中展示場		1日につき	31,835円
小展示場		1日につき	22,500円
ホール	土曜日、日曜日及び休日	1日につき	28,405円
	その他の日	1日につき	22,900円
会議室		1平方メートル当たり、1日につき	77円
冷暖房設備その他の附属設備等		市長が定める額	

備考

- (1) 1日は、午前9時から午後9時までとする。
- (2) この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (3) 使用者が入場料その他これに類する対価を入場者1人につき3,000円以上徴収して使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍とする。ただし、冷暖房設備その他の附属設備等の使用料については、この限りでない。
- (4) 使用者が特別の設備を設け、又は機械器具を持ち込んで電力を消費する場合には、この表に掲げる額に電力の消費量に応じて実費として市長が定める額を加算する。
- (5) やむを得ない理由により、午前9時から午後9時までの時間以外の時間に使用する場合の使用料の額は、1時間（当該使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。）につきこの表に定める使用料の額に0.096を乗じて得た額の範囲内の額とする。